

第3期南部町子ども・子育て支援事業計画 代用計画

(資料4-1)

令和7年度以降の子ども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		42.		38.		38.		38.		37.
	1歳児		44.		45.		43.		43.		43.
	2歳児		49.		53.		48.		46.		46.
	合計		135.		136.		129.		127.		126.
対象児童数	0歳児		7.		6.		6.		6.		6.
	1歳児		1.		4.		5.		5.		5.
	2歳児		1.		4.		5.		5.		5.
	合計		9.		14.		16.		16.		16.
利用率	0歳児				0.2		0.25		0.3		0.35
	1歳児				0.07		0.12		0.17		0.22
	2歳児				0.07		0.12		0.17		0.22
	合計				0.3		0.5		0.6		0.8
（利用者数）	0歳児				2.		2.		2.		3.
	1歳児				1.		1.		1.		2.
	2歳児				1.		1.		1.		2.
	合計				4.		4.		4.		7.
必要受入時間数	0歳児				20.		20.		20.		30.
	1歳児				10.		10.		10.		20.
	2歳児				10.		10.		10.		20.
	合計				40.		40.		40.		70.
（必要整備員数）	0歳児			1.	1.	1.	0.	1.	0.	1.	0.
	1歳児			1.	1.	1.	0.	1.	0.	1.	0.
	2歳児			1.	1.	1.	0.	1.	0.	1.	0.
	合計			3.	3.	3.	0.	3.	0.	3.	0.

(乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期について)

記載事項

○ 令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業としての実施に伴い、本町においても、利用ニーズの動向を踏まえながら、既存の教育・保育施設を活用した受け入れを行います。

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
 ○ 乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

南部町乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度

南部町では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間まで利用できるこども誰でも通園制度を実施します。

「こどもを同年代の子と一緒に遊ばせたい」「子育てについて相談したい」「育児から離れてリフレッシュしたい」など理由を問わず利用することができます。

対象児童

0歳6か月～満3歳未満のこども
現在保育所・認定こども園等に通っていないこと

利用可能時間

こども1人につき月10時間まで

利用料

1時間 300円

定員

3名

実施施設

すみれこども園

利用日時	月曜日から金曜日の平日 9:00～12:00
対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
住所	南部町法勝寺1008番地
電話番号	0859-66-2040

利用方法については裏面をご覧ください。

問い合わせ先：南部町役場 子育て支援課 TEL 0859-66-5525

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無を問わず、0歳6か月から3歳未満の未就園児が、保育所等で、家庭では得られない体験として、園での遊びや生活をしてもらうことで、こどもの育ちを応援するとともに、保護者への子育て支援も行う事業で、令和8年4月から全国すべての自治体で実施が義務化。

2 事業の概要

(1) 制度の目的・利用方法等

対象となる こども	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども (R7.12月末日現在、町内対象児 23人)
利用の仕方	町に申請して認定を受け、月10時間まで、1時間単位で柔軟に利用 認定後、利用施設へ直接予約（スマホで国の総合支援システムを利用）
利用料	こども1人あたり1時間300円（公立施設は町が徴収）
対象施設	保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、認可外保育施設 など ※適切に事業を実施できる施設であれば施設類型は問わない
利用日時	月曜日から金曜日の平日 9:00～12:00

(2) 実施施設（予定）

ア 1園（すみれこども園）※一時保育室を利用し（専用室独立実施）で実施。

イ 利用定員 3人 ※広域利用も可（主に里帰り出産を想定）

ウ 職員体制 常時1名

一時預かり1名、西伯病院の病児・病後児保育2名の計3名の保育士体制の中で対応する。※人員配置は、一般型、余裕活用型ともに国の基準に準拠する。（0歳児：3人につき保育従事者1人以上、1～2歳児：6人につき保育従事者1人以上）

3 実施方法

(1) 一般型：利用定員とは別にこども誰でも通園制度の定員を設定し、受入れを行う。

在園児合同実施	在園児と一緒に過ごすことを基本とする。（こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員が合同で対応）
専用室独立実施	在園児とは別に、専用室でこども誰でも通園制度を利用することも同士で過ごすことを基本とする。
独立施設実施	保育所等に併設せず、こども誰でも通園制度のみを実施する施設で事業を行う。

(2) 余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を活用し、受入れを行う。

4 子ども・子育て会議の意見聴取について

事業実施における認可手続き等には子ども・子育て会議で意見を聴取する。ただし公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要。私立施設のみ手続きが必要。